No. 13

提案提出元	社団法人日本民間放送連盟

項目	意　見
１．周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	・「放送」は、国民の知る権利に応えて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。このため、放送法にもとづく「放送普及基本計画」により、国が置局政策を定めています。 ・ 例えば、今般の東日本大震災および福島原発事故にあたり、ラジオ・テレビの民放各局は地震発生以降、不休で取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めています。特に被災地の民放各局は、被害に遭いながらも親局の放送を維持するとともに、停波した中継局の迅速な復旧に全力を尽くしました。 ・「放送」の公共的役割を果たすためには、国の責務として、「放送用」および「放送事業用」の周波数を確保したうえで、低廉なコストで電波を利用できるよう配慮することにより、放送番組を国民に確実に届けられるよう保障することが肝要と考えます。

<table>
<tr><td rowspan="4">2．論点に対してどのように考えるか。</td><td>番号</td><td>意　見</td></tr>
<tr><td>4．対象範囲
①競願が発生する無線システム全て（携帯電話、放送、人工衛星等）を対象とするか。</td><td>・　「1．」で述べたとおり、公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象にすべきでないと考えます。
・　放送事業者は、番組を迅速かつ確実に視聴者に届けるため、自らが免許を持ってFPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「放送」と一体不可分のものとして日常的に運用しています。したがって、「放送」に加えて「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象にすべきでないと考えます。</td></tr>
<tr><td>4．対象範囲
②再免許時にオークションを行うか。</td><td>・　放送局の再免許時に周波数オークションを実施することは、国内のみならず諸外国においても適用事例はないものと認識しており、「放送」については新規免許・再免許を問わず、周波数オークションの対象にすべきでないと考えます。</td></tr>
<tr><td>7．電波利用料制度との関係</td><td>・　一部の周波数について周波数オークション制度の導入を検討するとしても、我が国で初の試みであることから、まずは限定的・試行的なものと捉えたうえで検討を開始すべきと考えます。
・　現在の電波利用料制度は、電波利用共益費用の性格と電波の経済的価値の反映のバランスについて、長年の議論を経て一定のコンセンサスに至ったものであり、こうした限定的・試行的な周波数オークション制度の議論と連動して電波利用料制度を検討することは適切さを欠くばかりでなく、無用の混乱を招きかねないため、避けるべきと考えます。</td></tr>
<tr><td>3．その他
（留意事項や情報提供など）</td><td colspan="2">特になし</td></tr>
</table>